

公 示

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり公示する

令和4年8月22日

弟子屈町長 徳永 哲雄

1. 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 事業名 弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務

(2) 事業概要

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、町域における再生可能エネルギーの導入目標を設定するとともに、国の2030年度の温室効果ガス削減目標を踏まえ、同年までに民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量をゼロにするために必要となる再エネ導入量の把握などの調査・分析とその実現のために必要な施策を検討するものである。

なお、本業務は環境省の「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の採択を受け実施するものであり、その成果は、「弟子屈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」令和4年4月策定）の改定に係る検討資料として活用する。

(3) 事業契約期間 契約締結の日から令和5年1月31日（予定）

2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる参加資格を満たすものであること

(1) 平成26～28年度に実施された、総務省「分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定事業」の調査業務について、採択された地方公共団体から元請として受注した契約実績が3件以上かつ北海道内の市町村を対象とした調査の実績がある者

(2) 平成29年度以降（過去5年）に契約締結した、地域エネルギー事業もしくは地域エネルギーマネジメントの計画策定及びそれに類する業務を国又は地方公共団体、民間企業等から元請として受注した契約実績が1件以上ある者

(3) 本業務について、専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 弟子屈町指名競争入札参加有資格者指名停止基準その他法令の規定による指名停止を受けていないこと。

(6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、町が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ、弟子屈町暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者に該当しないこと。

3. 担当部署

弟子屈町観光商工課商工振興係
〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
TEL：015-482-2940
FAX：015-482-5669
E-mail：syoukou@masyuko.or.jp

4. 参加表明書の提出等

(1) 公募型プロポーザル方式に参加する者は、次のとおり参加表明書及び関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類 参加表明書（別記様式第1号）

なお、弟子屈町競争入札参加資格を有しない者は、参加表明書の提出にあたり次に掲げる書類を併せて提出すること。

・個人の場合

①身分（元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書。発行後3ヶ月以内のもの。）

②住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの。）

・法人の場合

①登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの。法人に限る。）

・共通

①営業所表（別記様式第2号）

②委任状（別記様式第3号。対象業務において代理人を置く場合に限り。）

③財務諸表（直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書）

イ 提出先 「3 担当部署」に同じ

ウ 提出期限 令和4年8月29日（月）午後5時まで

エ 提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る。また、本町では郵送事故についての責任を負わない。）によることとし、ファックス及び電子メールによるものは受け付けない。

なお、直接持参の場合は、商工振興係に連絡をし、事前に来庁時間の調整を必ず行うものとし、郵送により提出する場合には、提出期限内に提出先へ必着のこと。

(2) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、「3 担当部署」において告示の日から配布する。また、弟子屈町公式ウェブサイトにも掲載する。

(3) 参加表明書及び関係書類を提出期限までに提出しなかった者は、公募型プロポーザル方式に参加することはできない。

(4) 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の確認を行い、確認結果を別途通知する。

5. 企画提案書の提出等

(1) 「4. 参加表明書の提出等（4）」の参加資格の確認により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

ア 提出書類

企画提案書（任意様式）

- ・様式は問わないが、原則としてA4版とし、両面印刷（ページ数制限なし）で作成すること。なお、可能な限り再生紙を利用し、過度な装飾は避けること。
- ・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと

見積書（任意様式）

- ・提案する内容に必要な一切の経費を含めること。
- ・様式は問わないが、原則としてA4版（複数ページ可）とし、積算根拠が分かる内容とすること。

イ 提出先 「3 担当部署」と同じ

ウ 提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る。また、本町では郵送事故についての責任は負わない。）によることとし、ファックス及び電子メールによるものは受け付けない。

なお、直接持参の場合は、商工振興係に連絡をし、事前に来庁時間の調整を必ず行うものとし、郵送により提出する場合には、提出期限内に提出先へ必着のこと。

エ 提出期限 令和4年9月13日（火）午後5時まで

(2) 提出された企画提案書の内容について、プレゼンテーション審査又はヒアリング審査を実施する場合がある。実施する場合は、対象事業者に対し、日時を別途通知する。

なお、当該において、審査に参加しなかった事業者の企画提案は無効とする。

6. 最良の提案をした事業者の選定方法

公募型プロポーザル選考委員会において、あらかじめ定めた審査基準により提出された企画提案書等を評価し、最良の提案をした事業者（以下「受託候補者」という。）を選定し、審査結果を全ての参加者に通知する。

※不採用の通知を受けた参加者は、当該通知を受けた日から起算して7日（弟子屈町の休日を定める条例（平成3年弟子屈町条例第16号）第1条に規定する弟子屈町の休日を除く。）以内に、書面により、不採用理由についての説明を求めることができる。

7. 契約の締結

選考結果に基づき選定された受託候補者と協議し、契約を締結する。

8. 失格事由（選定対象除外事由）

本公募型プロポーザル方式の参加者は、契約の締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①「2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格」の応募資格各号の資格要件を満たさなくなったとき。
- ②企画提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- ③提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ④本公募型プロポーザル方式に関して2以上の企画提案書、見積書を提出したとき。
- ⑤他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥必要な書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき。
- ⑦企画提案書等の記載事項が不明であるとき、又は所定の記名若しくは押印のないとき。
- ⑧本公募型プロポーザル方式関係者と不正な接触等を行ったとき。
- ⑨前各号に掲げるもののほか、本事業実施説明書で指定した事項に違反したとき。

9. その他

- (1) 本プロポーザルにより受託候補者を決定し、契約を締結したときは、弟子屈町公式ウェブサイトへの掲載により公表する。
- (2) 書類提出にあたっての留意事項
 - ア 提出書類の作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。
 - ウ 書類等の追加、修正は原則として行わない。
 - エ 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 詳細は、別紙「弟子屈町再生可能エネルギー導入目標策定業務公募型プロポーザル方式実施説明書」による。